

新たなBS放送用周波数の利用に関する提案募集の結果
(1月26日付け総務省報道発表から)

総務省では、このたび、「衛星放送の将来像に関する研究会」でとりまとめられた報告書（平成18年10月19日）を踏まえ、平成18年10月19日から同年12月28日まで、新たなBS放送用周波数の利用に関する提案を募集したところです。その結果、22者から24件の提案が提出されましたので、公表いたします。

1 経緯等

総務省では、平成18年10月19日に、「衛星放送の将来像に関する研究会」でとりまとめられた報告書（平成18年10月19日）を公表いたしました。

そこでは、「今後新たに利用可能となるBSデジタル放送用周波数の利用を行うにあたっては、事業者の自由な創意工夫による低コスト化又は高機能化を促進する観点から、H. 264/AVC映像符号化方式及びDVB-S、2伝送路符号化方式等の新たな放送方式も加えて複数の方式を採用することが適当」であり、また、「具体的に計画又は想定している、あるいは望ましい、求められるBSデジタル放送用周波数の利用システムについて、広く提案を募集することが適当」であると記述されています。これを受けて、平成18年10月19日（木）から12月28日（木）までの間、新たなBS放送用周波数の利用に関する提案募集を行ったものです。その結果、22者から24件の提案の提出がありました。

(1) 新たなBS放送用周波数の使用に関する提案

提案内容別に分類したところ、以下のとおりです。

提案内容	意見提出 件数
(1) 既存放送サービスの向上のためのスロット数の拡大等	3件
(2) 新規番組の開始	16件
(3) 地上デジタル放送の再送信	3件
(4) 新技術の実験	1件
(5) その他	1件

「(2) 新規番組の開始」を提案した16件は、利用したい周波数として、いずれの者もアナログ跡地3チャンネル(5, 7, 11ch)を優先して希望。

(2) 放送方式に関する提案

「(2)新規番組の開始」を提案した16件のうち、H・264方式を希望するものが1件あり、MPEG-2方式かH・264方式のいずれかを検討するとしたものが2件ありました。

提案内容	意見提出件数
従来どおりの放送方式 (MPEG-2)	17件 ((1) 既存サービス向上のためのスロット数 拡大を提案したものも含む。)
新たな放送方式 (H・264)	3件 (いずれかを検討すると提案したものを 含む。)
上記以外の放送方式	1件

(3) 希望する周波数の合計

利用を希望する周波数幅を合計すると、13トラポン分強。(割当て可能な7トラポン分の周波数の約2倍)。

- ※1 実質的に同一内容の提案と思われるものについては重複せずにカウントしている。
- ※2 放送方式により、1中継器未滿の周波数幅のカウント方法が異なるため、合計は中継器単位としている。

2 今後のスケジュール

提出されたご提案を踏まえ、新たに打ち上げられる衛星に係る受託放送事業者の決定のための必要な制度整備を行う予定です。

本件の詳細は総務省報道資料

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070126_1.html) を参照願います。

携帯電話用及びPHS用小電力レピータの技術的条件の審議開始
情報通信審議会での審議開始
(1月24日付け総務省報道発表から)

本日、情報通信審議会情報通信技術分科会(分科会長:宮原 秀夫 大阪大学総長)において、「携帯電話用及びPHS用小電力レピータの技術的条件」の審議が開始されることになりました。審議開始の背景等は以下のとおりです。

1 審議開始の背景

我が国における携帯電話及びPHSの加入数は、平成18年12月末現在、それぞれ約9,500万、約490万となっており、国民生活に最も身近な情報通信システムとして広く普及しています。

現在、携帯電話等の利用は、屋外のみならず自宅や店舗等の屋内での利用も増え、それとともに屋内においても良好な電波状態で携帯電話等を利用したいとのニーズも高まりつつあります。

その一方で、屋内や地下街の店舗等において、無線局免許を持たない不法な携帯電話中継装置（レピータ）が設置され、この装置が発する電波により、携帯電話システムが混信を受ける事案が発生しています。

以上のような状況から、屋内における携帯電話等の圏外の解消、不法中継装置の設置防止を促進するため、携帯電話等事業者等が自宅や店舗等に安価でかつ迅速に設置することが可能な、小型で小電力なレピータ（小電力レピータ）の導入が期待されています。

このような状況を受け、携帯電話用及びPHS用の小電力レピータの技術的条件について、審議を行うものです。

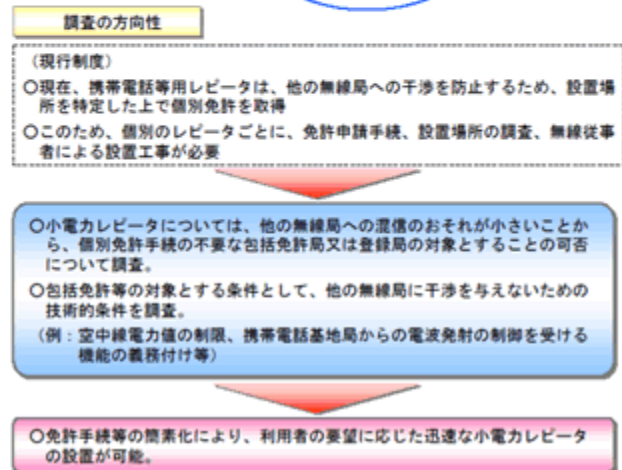
2 審議内容

「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち「携帯電話用及びPHS用小電力レピータの技術的条件」について審議されます。



3 審議体制

情報通信技術分科会における審議に資するため、既存の携帯電話等周波数有効利用方策委員会（主査：服部 武 上智大学工学部教授）において調査されます。



4 今後の予定

平成19年4月頃に答申を受け、関係規定の整備を行う予定です。

本件の詳細は総務省報道資料

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070124_4.html) を参照願います。

地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件
情報通信審議会からの一部答申
(1月24日付け総務省報道発表から)

総務省は、本日、情報通信審議会（会長：庄山 悦彦 株式会社日立製作所 代表執行役 執行役社長）から、平成18年9月28日付け諮問第2023号「放送システムに関する技術的条件」のうち「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件」について一部答申を受けました。

1 背景

放送の完全デジタル化が本格化する中、平成18年12月までに全国の都道府県庁所在地において地上デジタル放送が開始され、平成19年度以降は全国の中小規模の中継局整備が本格化するところであり、その迅速な整備に資する中継局の技術基準の策定が求められています。

このような状況の下、情報通信審議会情報通信技術分科会において「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件」について審議が進められたところ、本日、その審議の結果として答申を受けました。

2 答申の概要

「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件」のとおりです。（答申（全文）については、準備が整い次第、総務省HPに掲載します。）

なお、答申は、平成18年12月12日から平成19年1月12日まで同審議会が実施した意見の募集の結果（放送システム委員会報告（案）（地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件）に関する意見募集の結果）を踏まえて行われたものです。

3 今後の予定

総務省では、この答申を踏まえ、地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件について、速やかに技術基準の策定等を進めていく予定です。

本件の詳細は総務省報道資料

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070124_2.html) を参照願います。

地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件

(太字：今回の審議において検討された部分)

	放送局 (上位局がない局)	放送局の電波を受信して再発射する放送局(上位局がある局)		
		0.5W超	0.05W超～0.5W以下	0.05W以下
周波数許容偏差 (注3)	500Hz (注2)	3kHz	10kHz	20kHz(注1)
空中線電力許容偏差	+10% / -20%	+20% / -20%(注4)		+50% / -50%(注1)

(注1) 電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とする放送局に限る。

(注2) S/FN運用する場合は、上位局がない局にあつては1Hzとする。

(注3) S/FN運用の関係にある局間は、上表に示す各々の許容偏差を満足した上で局間相互の相対偏差が10Hz以内であるものとする。

(注4) 複数波同時増幅を行う送信設備に限る。

	2.5W超					0.25W超～2.5W以下		0.25W		0.025W超～0.25W未満		0.025W以下	
	スペクトルマスク	50dBマスキに対応		50dBマスキと40dBマスキの中間に対応(注5)			40dBマスキに対応(注5)		40dBマスキと30dBマスキの中間に対応(注6)		30dBマスキに対応(注6)		

(注5) 自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数が自局の実効輻射電力の10倍未満のアナログ放送に使用されない場合に限る。

(注6) 自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数がアナログ放送に使用されない場合に限る。

編集後記

気が付けば立春も過ぎてしまいましたが、まだまだ寒いですね。そこで、小職は通勤時の寒さ対策も兼ねて密閉型ヘッドホン（耳を覆うタイプ）をイヤウォーマー代わりに使っています。ただ、いつも煩わしいと思うことがあります。それは眼鏡を拭きたい時です。眼鏡派の方ならお分かりかと思いますが、満員電車に乗っていると、しばしば眼鏡があらぬ方向に行ってしまう汚れる時があるのです。眼鏡だけならまだしもヘッドホンをしていると眼鏡を拭くのは至難の業なのです。イヤフックの密閉型ヘッドホンが欲しくなっていました。

(鈴木 康時)

[ページの先頭に戻る](#) ▲